

令和８年度桑折町福祉施設等物価高騰対策支援金（上半期分）交付 要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、エネルギー価格や物価の高騰による福祉施設等への影響を緩和し、安定したサービスの質の確保及び業務継続を支援するため、予算の範囲内で令和８年度桑折町福祉施設等物価高騰対策支援金（上半期分）（以下「支援金」という。）を交付することについて、桑折町補助金等の交付等に関する規則（昭和56年桑折町規則第７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉施設等 介護保険法（平成９年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく施設又は事業所であつて、別表第１の「施設等種別」の欄に掲げるものをいう。
- (2) 法人等 福祉施設等を運営する法人等をいう。
- (3) 利用定員数 令和８年４月１日時点において、各施設の指定権者に届出を行っている利用定員数（看護小規模多機能型居宅介護事業所については登録定数員）をいう。

（交付対象者）

第３条 支援金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす法人等のうち、町長が適当と認めた者とする。

- (1) 令和８年４月１日（以下「基準日」という。）時点において、桑折町内に所在する別表第１に掲げる種別の福祉施設等を運営していること。
- (2) 前号に規定する福祉施設等を基準日において休止しておらず、交付申請

時点において現に運営しており、かつ、交付決定時点においても継続して運営していること。

(3) 支援金の受領日以降も継続して当該福祉施設等を運営する予定であること。

(4) 町税を滞納していないこと。

(5) 桑折町暴力団排除条例（平成23年桑折町条例第21号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団員等との関係を有していないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金は、令和8年4月から同年9月までに支払を完了した光熱費及び車両燃料費に対して交付するものとし、その額は、別表第2のとおりとする。

（交付申請等）

第5条 規則第4条第1項の規定による申請は、令和8年度桑折町福祉施設等物価高騰対策支援金（上半期分）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を町長が別に定める日までに提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による申請は、1つの福祉施設等につき1回に限るものとする。

3 規則第4条第2項第1号に規定する補助事業等に係る収支予算書は同条第3項の規定により、添付を要しないものとする。

4 規則第4条第2項第2号に規定するその他別に定める書類については、振込口座の通帳等の写し（口座番号、口座名義人等が確認できるもの）とする。

5 支援金の実績報告書は、交付申請書と兼用するものとする。

（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その申請内容を審査の上、支援金を交付すべきものと認めた場合には、速やかに支援金の交付の決定をするとともに、支援金の額を確定し、令和8年度桑折町福祉施設等物価高騰対策支援金（上半期分）交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて支援金の交付の決定をするものとする。

（支援金の返還）

第7条 町長は、支援金の交付を受けた者が偽りその他不正の手段により交付を受けたことが判明した場合は、その者に対し交付を受けた支援金の返還を命じるものとする。

（帳簿等の備付）

第8条 支援金の交付を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年12月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱において同日までに支援金の交付の決定を受けた事業者に対しては、引き続き効力を有する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

区分	施設等種別
介護保険法に基づく施設等	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 認知症対応型共同生活介護 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所（医療みなし指定を受ける事業所を除く。） 訪問介護事業所（老人ホーム等と同一建物でない） 訪問看護事業所
老人福祉法又は高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく施設等	養護老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 有料老人ホーム
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等	共同生活援助事業所（グループホーム） 就労継続支援（A 型・B 型）事業所
児童福祉法に基づく施設等	障害児通所支援事業所

別表第 2（第 4 条関係）

利用定員数	入浴サービスの有無	支援金額	対象経費
100人以上	有	100万円	・光熱費 （電気、ガス、灯油代等） ・車両燃料費 （ガソリン代等）
80人～99人	有	80万円	
50人～79人	有	50万円	
30人～49人	有	30万円	
29人以下	有	13万円	
人数区分なし	無	6万円	

備考

- 別表第1に規定する施設等種別が同一建物内に複数所在する場合においては、種別ごとの定員数を合算した人数を利用定員数とみなす。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 8 年度桑折町福祉施設等物価高騰対策支援金（上半期分）交付申請書
兼実績報告書

[別紙参照]

様式第 1 号別紙 1（第 5 条関係）

支援対象福祉施設一覧表

[別紙参照]

様式第 1 号別紙 2（第 5 条関係）

実績報告額内訳書

[別紙参照]

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 8 年度桑折町福祉施設等物価高騰対策支援金（上半期分）交付（不交
付）決定通知書

[別紙参照]